

元寇役恩賞地の配分に就いて

鏡山, 猛

<https://doi.org/10.15017/2344436>

出版情報 : 史淵. 6, pp.128-153, 1933-03-31. Faculty of Law and Letters of the Kyushu Imperial University

バージョン :

権利関係 :



元寇役恩賞地の配分に就いて

鏡 山 猛

一、緒 言

文永弘安兩度の蒙古襲來は我が國の一大國難として、時局多難の際彌々新に國民の腦裏に蘇つて來る。近時諸學者の元寇研究は戰跡に一段の光明を與へてゐるが、更に戰後元寇の我が國に與へた影響に就いては猶今後の究明に俟つものが多い。例へば思想的に國民の自覺は最も強調せられ、經濟上から見れば多額の費用を要し戰後の財政窮迫によつて終に鎌倉幕府倒壞の一原因をなしたと言はるゝ、如き事情に關して。

兩度の戰に幸にして襲敵は退けられたけれども幕府の戰後經營は容易でなかつた。就中差當つて問題となるのは戰功諸將士の恩賞である。國內の戰であれば敵將の所領を沒收して味方の將士に分配すればよいのであるが、蒙古合戰に當つては諸將士の苦戰は非常なものであつたが之に酬ゆべき新たな土地は尺寸も得られた譯でない。幕府は此の苦しい立場に處して、難問を如何にして解いたか。以下小論は此の方面にさゝやかな考察を試たものである。

二、文永の役恩賞

文永十一年十月十七日元軍襲來の報は六波羅に達し、次で廿八日鎮西よりの飛脚は壹岐の敗戦を報じてゐる。

〔帝王編年記〕（伏敵篇ニヨル、以下特ニ斷リ無キハ伏敵篇所收ノモノナリ）

文永十一年十月十七日。自ニ九國ニ早馬到ニ來干六波羅。是去三日蒙古賊人於ニ對馬ニ合戰云々。十八日依ニ蒙古軍ニ於ニ院有ニ議定。廿八日。筑紫飛脚到來、壹岐島被ニ打取ニ云々。

幕府は此の報によつて、御家人非御家人を問はず戦功ある者は賞を與ふる事を約して防戦の士を募らんとした。

〔大友文書〕

蒙古人襲ニ來對馬壹岐、致ニ合戰ニ之間。所ニ被ニ差遣軍兵ニ也。且九國住人等其身縱雖ノ不ニ御家人ニ有ニ致ニ軍功ニ之輩。可ニ被ニ抽賞ニ之由。普可ニ令ニ告知ニ之狀。依ニ仰執達如ニ件。

文永十一年十一月一日

武藏守（在判）

相模守（在判）

大友兵庫入道殿

然しこの狀が發せらるゝに先だつて、既に廿日の夜大風によつて敵船多く碎け、餘軍も逃れたため

元寇役恩賞地の配分に就いて

にその沙汰を觸れずして終つた事と思はれる。されば、て防海の任に當つて奮闘した鎮西武士の功勞を無視する事は出来ない。此處に幾分かの恩賞は施された事は次の文書によつて明かである。

〔松浦黨山代文書〕

將軍家政所下。肥前國惠利。補_ニ任地頭職_ニ事。龜丸

右依_ニ亡父山代彌三郎_一諸去年蒙古合戰勳功賞_ニ所_レ被_ニ宛行_ニ也者。早守_ニ先例_ニ。可_レ致_ニ沙汰_ニ之狀。所_レ仰如_レ件。

建治元年十月廿九日 案主菅野知家事 令左衛門少尉

藤原別當相模守平朝臣（花押）

武藏守平朝臣（花押）

勳功賞として土地の配給が行はれたのは事實としても、如何なる程度で如何なる範圍に施されたかは明かでないけれども、次の弘安役の戦功者に對する恩賞地配分の史料に比して頗る資料の乏しい事は、文永次の配給が少なかつた事を思はせる材料となる。思ふに施すべき新しい土地もなく、役後敵の再來に備ふるに忙しく充分の加恩地配分の始末もつかなくなつた際、再び元軍は襲來して來たのであらう。尙ほ幕府は鎮西の將士をして防海の任に當らしめ、諸般の防衛工事、戍兵の事を掌らしたため、御家人の財政的救助も行はねばならなかつた。島津氏に薩摩國伊作莊日置莊の地頭職を與へし如きその例である。

〔島津家譜〕

久經を筑前國に遣し戍兵の事を領せしむ。此時蒙古の賊襲ひ至らんす。因て鎮西の國々をして城を筑前宮崎に築かしめ、まもりの兵を置きて蒙古の寇に備ふ。故にこの命あり。（建治）二年丙子八月二十七日薩摩國伊佐莊日置莊の地頭職を賜ふ。

三、弘安の役の恩賞

文永役後七年にして弘安四年六月再び元軍は筑紫に襲來した。此度も幸に所謂神風によつて敵は退けられたが、幕府は再び役後の賞地問題に悩まされなければならなかつた。鎮西將士の統帥者格であつた守護大友賴泰の如きも、戰役五年を経た弘安九年十月に至つて初めて恩賞地の下文を得てゐる。

〔大友家文書〕

（上畧）爰如_ニ貞親代寂念所_レ進弘安九年十月廿八日御下文_ニ者。將軍家政所下。可早大友兵庫賴泰法師_{法名}領_ニ知筑前國怡十庄志摩方三百町總地頭職_ニ事。右依_ニ弘安四年蒙古合戰之忠_ニ。所_レ被_ニ施行_ニ也云々（下畧）嘉元三年八月二日上總介平朝臣 花押

此處に此時の勳功賞地配分狀と思はれるものが比志島文書（四）中にあるから次にその全文を引用する。

〔比志島文書〕（歴史地理五十八ノ五、相田二郎氏論文「異國警固番役研究」引ク所ニヨル）

者。自身下向之由定了。而末下向之輩有之云々。可令注申之由同可相觸守護人

弘安九年潤十二月八日

一、守護人

遠江前司時定 肥前國高木西郷山田庄領家惣地頭職

大宰少貳入道淨惠 筑後國三毛小郷預所職

大友兵庫入道々忍 筑前國怡土庄志摩方三百町惣地頭職

一、僞宗人々

武藤四郎右衛門尉盛資 筑前國療病寺並同國極樂寺地頭職

薩摩前司入道尊覺 豊前國上毛郷内原井村阿久封村筑前國小山田村金口六郎左衛門尉時通跡

草野次郎繼永 筑前國久重示萬地頭職 景資跡

白石六郎左衛門尉通武 筑前國佐野次郎丸

澁谷河内權守重郷法師 木工助三郎入道々念跡 筑前國今原號金井手地頭職

詫磨別當次郎時秀 豊前々司景資跡 筑前國志立地頭職

鳴津大隅大炊助長久法師 肥後國相良領少郷入道跡

戸次二郎右衛門尉重秀法師 人行地死去 □□□重號跡

武藤五郎左衛門尉經平法師 肥前國那久野村地頭職 豊前々司景資跡

竹井五郎入道 豐後國岩手彦太郎跡

河邊次郎 肥後國梁瀬宮禊 矢上孫三郎泰繼跡

次同勳功賞

臼木七郎兵衛尉氏家子息等 薩摩國鹿兒島郡司職内十分一矢上孫三郎跡

米生又三郎種盛子息 同前十分一

田尻次郎種憲子息 同前十分一

同三郎子息 同前十分一

同四郎種繼跡 同前十分一

米生九郎種有子息 同前十分一

矢俣兵衛尉跡信成子息 同前十分一

野中佐衛門三郎憲通法師 同前十分一

香西又太郎定度跡 同前十分一

田尻輔房親賀子息 河邊彌次郎配分跡十町

班嶋又太郎跡 神崎庄配分殘十町

此外薩摩守護人跡御教書一通

去年岩門合戰勳功人事

元寇役恩賞地の配分に就いて

武藤四郎右衛門尉盛資 筑後國竹井庄領家職

薩摩太郎左衛門尉盛房 壹岐瀬戸浦預所職

筑前國御家人野介次郎右衛門入道々蓮 筑前國水城村水城左衛門尉跡

江見民部六郎景忠 豊前國安吉々久光三ヶ所兵庫次郎兵衛尉跡

白石美野又次郎通繼 肥後國松浦庄内甘木村兵庫馬三郎能範跡

土々呂木又六家直 肥前國松浦庄内石垣村同跡

小濱彌藤三郎幸爲 筑前國下座郡内燈油田畠武藤四郎左衛門尉跡

神田五郎糺 筑前國乙犬丸三分一筥崎執行成直跡

綾部左衛門三郎重幸 同三分一同前

土々呂木四郎左衛門入道爲能 同三分一同前

同七郎家基 筑前國蒲田別府倉永名

相神兵衛六郎家弘 筑前國那河東郷岩門十分一 金田六郎左衛門尉跡

住吉神主佐伯政秀 同前

多比良五郎入道尊聖 同前

班嶋左衛門三郎 同前

寒永井原三郎 同前

青木九郎賴平字有憚 同前

三原八郎種能 同前

八樂彌藤次郎重俊 同前

打橋平内左衛門尉泰幸 同前

古飯三郎兵衛入道 同前

松浦次郎延 肥前國松浦庄内加々良嶋田在家兵庫馬三郎跡

古飯次郎資景 筑後國三毛庄北郷内田在家永知二郎兵尉重朝跡

打橋越前法橋能賢 筑前國犬垣小本入道種阿友利四反地子後家明藤次

曾根崎經珍法橋慶増 豊前國佐野次郎丸兵庫馬二郎兵衛入道跡

宇良金崎次郎入道々眼 豊前國東濱田地同前

田中七郎入道善光 豊前國時□名田地同前

相神浦次郎入道妙蓮 豊前國阿彌陀佛寺大通新開田地神寶揀院佛性田同前

倉上彌藤次兵衛入道 豊前國質干入道正行跡青木別書符田戸數

此の文書は前後闕文となつてゐる斷簡らしいが、蒙古合戦の恩賞地の配分を記した事は、先に擧げた大友文書に怡土庄志摩方三百町惣地頭職を給ふにあるに符合する條あるによつても知られる。尙田尻文書にも薩摩國鹿児島郡司職十分ノ一を領知せしむる由が見へてゐる。

〔田尻文書〕

可_レ令_三早田尻三郎種重子息領_ニ知薩摩國鹿兒島郡司職内拾分壹_一事。右依_ニ蒙古合戦之忠_一所_レ被_ニ宛行_一也者。早守_ニ先例_一可_レ令_ニ領掌_一之狀。依_レ仰下知如_レ件

弘安九年閏十二月二十二日

相模守平朝臣（貞時）判

陸奥守平朝臣（業時）判

前の大友氏の配地云ひ、此の田尻氏の給分いひ、弘安九年末の文書であるから、前掲の比志島文書に年月配分地適應するものである。よつて幕府は弘安九年も末近く大友等の守護より始めて、漸次主要戦功者に賞を施したものの思はれる。然るに比志島文書後段の「去年岩門合戦勳功人事」以下の配分地は蒙古合戦による恩賞は限らぬらしい。それは武藤盛資の如き前後兩條に於て配分を受けてゐるによつて伺はれる。然らば岩門合戦は如何なる事件を指すか。歴代鎮西要略によれば

〔歴代鎮西要略卷三〕 史籍集覽所收

（弘安）八年乙酉太宰豊前守資氏_{小貳之舍弟始號三郎左衛門景資}居_ニ於岩戸城_一募_ニ蒙古合戦之功_一有_ニ豪嫡之意_一。構_レ

兵修_レ城都督府遣_ニ管内之武士征_ニ岩門城_一。主致_レ死。其子被_レ宥。號_ニ豊前守經氏_一。子孫稱_ニ平井氏_一

傳_ニ肥前州_一。稱_ニ岩門合戦_一是也

こある。則ち弘安八年守護少貳經資の弟景資が叛を計りしを岩門合戦といふのである。

少貳氏は武藤系圖（續群書類從第六輯上系圖部）によれば

資能

號前少貳豐前守法名覺惠

經資

號大宰少貳法名淨惠

景資豐前守

〔景資傳〕弘安蒙古出來時。蒙古大將於百道原射留ラル。
其後城殿一所ニ於岩門城腹切

盛資 豐前次郎

さありもこ武藤姓を稱し大宰少貳に任ぜられ少貳こ名乗つたものである。景資は前少貳資能の二男に生れ其傳にもある如く弘安の役には蒙古の大將を射取り輝しい軍功を建てゝゐる。鎮西要略は景資威望に任せ兄經資の大宰少貳の位を奪はんこした事に岩門合戦の原因を懸けてゐる。景資の禍根は果して少貳職の篡位にあつたか猶問題ささるべきであらう。その原因を暫く措いて兎も角此の景資の擾亂は蒙古合戦恩賞地の不足に苦慮してゐた幕府に取つては旱天に雨露を得た思あらしめた。即ち比志島文書によるに景資の没收地が蒙古合戦勲功の配地に振り當てられてゐるのである。景資跡にして新しく配分された地頭職は左の通りである。

地名所職

新知行者

筑前國久重示萬地頭職——草野次郎繼永

筑前國志立地頭職——詫磨別當次郎時秀

肥前國那久野村地頭職——武藤五郎左衛門尉經平法師

元寇役國賞地の配分に就いて

右は景資跡に明記あるもののみであるが、凡て新知行者は爲宗人々として蒙古の防戦に重要な功績を残してゐる者である。同じく爲宗人々のうちの薩摩前司入道尊覺の恩賞として受けた土地は、景資の亂に連座した金田六郎左衛門尉時道の跡である。金田時道は景資の根據地岩門地方を領有してゐたが、合戦後その土地は沒收せられ鎮壓の功ありし諸士に配分されてゐる。右の四條が景資等の沒收地が蒙古合戦勳功賞に轉用された事を明かに知り得る範圍である。次に去年岩門合戦云々以下の勳功賞は、凡て景資の謀に加はつた者の沒收された土地と思はれる。それ等の國は筑前、筑後、肥前、豊前に限られ少貳氏の守護として勢力を有してゐた範圍に止るによつて推察し得る所である。而も主謀者たる景資の沒收地は岩門合戦の功勞者に與へられずして、蒙古防戦の有力者に轉與されたのである。

眞に岩門合戦の結果は幕府に絶好の機會が與へられたかに見える。吾々は單に之を隅發の好機と看過してよいものであらうか。時は恰も恩賞地配分策に悩まされ恩賞の沙汰は遅延を重ねてゐる際である。鎮西防海の諸士は恩賞に防備費にしきりに幕府に要求する所があつたものと思はれる。此の時に起つた武藤氏の急争の裏には幕府の秘策が潜んでゐないだらうか。勿論人事の複雑は一片の憶測を以て正鵠を得る事難いかも知れぬが、吾々は此の場合右の推察を禁じ得ないのである。加之北條氏は先にその一族名越時章を肥後の國の守護職とし、今又北條時定を鎮西府護人として下向せしめた際である。幕府は自家の勢力を鎮西の地に及ぼすに努めた結果は、少貳景資の如き最も名聲擧げる武將と兩

立し難い立場に置かれる。景資の討伐せらるゝや勳功者として武藤盛資が初づ擧げられてゐる。彼は元寇の役にも爲宗人として名を擧げられてゐる所恐らくは景資の弟前掲武藤系圖中豊前次郎盛資に外ならないのであらう。然らば兄弟間の不和固より存した事とも察せらるゝ、が之を利用し或は誘引し激化せしめた黒幕を想像するに難くない。宛も同様な事件が資能の父（即ち景資の祖父）資頼と兄頼忠との間に演ぜられてゐる。同じく武藤系圖中に

頼忠 號武藤太郎

爲大力。依好惡事。源頼朝御代之始。被仰付舍弟資頼被討了。

さあ如るく源家の命によつて武藤兄弟相攻むるの例を残してゐるのである。今又景資等兄弟骨肉相喰むの慘事を繰り返す。その背後にはやはり北條氏一流の苦肉策があつたのではなからうか。

かくして最も多くの恩賞を受べき者の一人であつた景資も悲慘な最後を遂げ彼及び彼の輩下の領地が蒙古防戦の將士に分配せられたのである。

四、正應度の配分地

曩の比志島文書に現れた恩地給分を受けた諸將は、守護及宗たる人々、並びに之に準ずる主腦者のみである。以上の人々は幕府より直接下文若くは下知狀を以て配地を受けたであらう。

次にそれ以下の軍功あつた將士に對しては、幕府は大友少貳の兩守護に命じ土地を頒給せしめてゐる

る。

〔大友家文書〕

鎮西官軍異賊合戰賞事

蒙古合戰勳功賞事。交名并田數注文遣_レ之。早速_二檢注_一。守_二注文_一。可_レ令_二分_二付_一之。屋敷在家畠地等者。追_二田數分限_一。可_レ令_二省宛_一。次神社佛寺免田并甲乙人給分。河海野畠山等者。暗難_二配分_一。然者所出并所務之故實分明可_レ令_二注進_一。彼狀到來之時。面々可_レ成_二御下文_一也。但於_二今年所當_一者。令_二收納_一。可_レ注_二申員數_一狀。依仰執達如_レ件

弘安九年十月十九日

相模守（貞時）

陸奥守（業時）

兵庫入道殿（賴泰）

太宰少貳入道殿（貞經）

大友少貳兩氏は右の教書に基いて配分の沙汰を行つたのである。その沙汰書は右の御教書を發した弘安九年の翌年正應元年十月三日の日付けのものゝ又その翌年正應二年三月十二のものゝあり、都合二ヶ度に亘つて發してゐる。

初づ正應元年度の例として志賀文書を擧げる事が出来る。

〔志賀文書〕

弘安四年蒙古合戰勳功賞。筑前國三奈木庄地頭預所兩職配分事。一人豐後國志賀太郎泰朝法師。田地五町（下庄木部郷二圖九里）屋敷三箇所（六郎丸名内）畠地壹町（成吉名内）右就孔子ニ配分如_レ此。有_レ限佛神事。守_ニ先例_ニ不可_レ有_ニ懈怠_ニ之狀如_レ件。

正應元年十月三日

沙彌 花押（少貳貞經入道）

沙彌 花押（大友貞宗入道）

以下の諸氏文書も同様な形態を有してゐるから、一覽に便にする爲め表記して見る。

第一表

被配給者	配分地並ニ段別	所職名	課徴費目	典據ノ文書
豐後國 志賀太郎泰朝法師	筑前國三奈本庄 田 _地 五ヶ所 屋敷 _地 一ヶ所 畠 _地 三ヶ所	地頭市預所職	佛神事	志賀文書
薩摩國 武光三郎師兼	筑前國早良郡七隈郷 田 _地 三ヶ所 屋敷 _地 六ヶ所 畠 _地 二ヶ所	地頭職	佛神寺 本所ノ年貢	島津文書
薩摩國 分寺留守備後次郎友兼	筑前國早良郡七隈郷 田 _地 二ヶ所 屋敷 _地 六ヶ所 畠 _地 二ヶ所	地頭職	佛神事 本所ノ年貢	薩摩舊記 國分寺文書
大隅國 彌寢次郎清親	筑前國早良郡比伊郷 田 _地 五ヶ所 屋敷 _地 一ヶ所 畠 _地 三ヶ所	地頭職	佛神事 本所ノ年貢	伏敵篇 卷五
薩摩國 澁谷平四郎有重法師跡 孫子龜三、龜鶴、 養子平次、公重、法家	筑前國早良郡比伊郷 田 _地 十ヶ所 屋敷 _地 四ヶ所 畠 _地 二ヶ所 畠 _地 六反	地頭職	佛神事 本所ノ年貢	薩摩舊記 入來院氏文書

元寇役恩賞地の配分に就いて

參考 [龍造寺系圖] 家益兄秀時與蒙古合戰時時與秀友。共警固博多防戰。兄弟討死因是家益

繼家督賜肥州龍造寺邑及筑前比伊鄉筑後國荒木邑地頭職。

次に正應二年度配分狀の例として松浦黨山代文書を舉げやう。

弘安四年蒙古合戰勳功賞、肥前國神崎庄配分事。一人肥前國山代又三郎榮、田地拾町(竹村郷)利田里八坪十丈東依、九坪一段一丈中西依、十一坪一段四丈、二坪五段中、十三坪九段二丈、十四坪六段、十五坪四段、十六坪四段三丈、十七坪七反四丈、十八坪九反三丈、十九坪六反三丈、廿坪一段西依、廿一坪五反三丈、廿二坪四反三丈、廿三坪九反二丈、廿四坪五反中、廿五坪一町、廿六坪四反三丈内一反二丈中東依(屋敷)上條卿岩田村一字乙有松、松崎里十坪一字小比光吉、同里十七坪一字小比光吉(島地)上條郷加納中郷松崎里廿三坪一反中小比光吉、廿四坪四段小比光吉。右就孔子配分如_レ此。有_レ限佛神事。不_レ可_レ有_レ懈怠之狀如_レ件。

正應二年三月十二日

沙彌 在判(少貳)

沙彌 在判(大友)

此の度の配分は凡て肥前の國神崎の庄が宛て行はれたらしく、以下表記する諸例何れも肥前國神崎庄配分事と書出してある。配分地は又何れも同地に未だ行はれてゐた條里坪付けを以てその位置を示し最後は「右就孔子配分如_レ此。有_レ限佛神寺不_レ可_レ有_レ懈怠之狀如_レ件。」を以て終つてゐる。所職は何等名目なく、課徵費目は凡て佛神事料である。前例に倣つて表記すれば

第二表（所職名及課徴費目は右の如くなれば省畧す。）

被配給者	配給地並ニ段別	典據ノ文書
肥前國山代又二郎榮	神崎庄 畠屋田 地敷地 五十三ヶ 段所町	松浦黨山代文書
肥前國宇禮志野□□氏子息大童 黒童	神崎庄 畠屋田 地敷地 五十二ヶ 段所町	嬉野家古文書
肥前國大野岩崎太郎	神崎庄 畠屋田 地敷地 二五 段一丈字町	深江文書
肥前國藤津庄大村又太郎家信	神崎庄 畠屋田 地敷地 二一 段三丈字町	東妙寺文書
肥前國深堀彌五郎時仲	神崎庄 畠屋田 地敷地 一一三 段字町	深堀系圖證文記録
肥前國葛崎後藤十郎定明法師子息五郎頼明	神崎庄 畠屋田 地敷地 一一三 段字町	武雄後藤文書

右は確實明瞭なる配分狀のみを舉げたのであるが、神崎の庄配分の文書記録は尙多數存してゐる。即ち次の諸例を舉げ得る。

〔近藤文書〕（筑後國史ニヨル）

有田兵衛 二郎 資國 蒙古合戰 功地 肥前國 神崎庄
一、ありたのひやうえ二らうすけくにかもうこかつせんくこのちひせんのかんざきのしやう
のうちでんち五ちやう云々（永仁五年十月廿五日付）

元寇役恩賞地の配分に就いて

元寇役恩賞地の配分に就いて

〔宗像社家文書總目錄〕（同目錄ニハ應永十六年大宮司氏經ノ奥書アリ宗像郡誌中篇ニヨル）

一、肥前國神崎庄五町文書

一通 田地註文並坪付 正應二年三月十二日

弘安四年蒙古合戰勳功之地也（下畧）

〔青方文書〕（青方氏長崎縣立圖書館寄託文書）

松浦青方次郎四郎重申肥前國神崎庄内田地參町屋敷畠地等事申狀具書如此云知行之年限云相傳次第載起請之詞可令注申由所候也仍執達如件

正平十七年十月八日

沙彌道哲花押
沙彌道雄花押

當庄兩政所殿

〔河野系譜〕 對馬守通有（中畧）恩賜肥前國神崎庄之内小崎郷同加納下東郷

〔西牟田系圖〕 西牟田彌次郎永家弘安四年（中畧）抽功。於是之賞賜肥前國神崎郡中數箇

〔江上系圖〕 江上左衛門尉太郎九郎種宗始種氏法名文永弘安兩度合戰抽軍功了爲恩賞任左衛門尉

賜肥前國神崎庄之内并筑後國山門山下二郡之内

〔深江系圖〕 安富深江三郎次郎賴泰左近時弘安四年七月蒙古合戰勳功之賞、肥前國神崎庄内竹村郷員得

之地同國彼杵郡伊佐早之内船越村等之給地頭職

〔菊地風土記〕 有隆赤星三郎薙髮號宗愚弘安元年八月蒙古襲來赴筑州合戰蒙古大將討捕此時從天下賜

赤星氏玉名郡之内七百町豊前國規矩郡肥前國神崎庄

右の諸例の外賞地拜受の事を記した記録もあるが年次不明或は事實の信據し難い點を含んでゐるか
ら今省畧して置く。史料の紹介は以上に止め、今少しく前二表の配分狀の内容を検討しやう。

初づ被給者の住國に配分地の關係を見るに大隅薩摩豊後の如き國の住人が筑前の土地を受け、神崎
の庄は大多數肥前國の住人に分配せられてゐる事を知る。蒙古防戰の地筑前に於て先づ土地の分配が
行はれ肥前國の將士には遅れて神崎の庄が分與せられたのである。しかしこれには例外もあり筑前國
の者にして神崎庄を受け肥前の住人にして自國以外の地を受けた例も無いではない。

次に分配地の段別に就いては正應兩度を通じて田地十町、五町、三町の三級がある事を注意すべき
である。此の田地の三等級に應じて屋敷及び畠地がやはり三級に分たれる。即ち上、中、下の名目を
設くれば次の如き數が前二表から得らる、

上等——田地十町	屋敷	四ヶ所乃至二ヶ所	畠地	二町六段乃至五段
中等——田地五町	屋敷	三ヶ所乃至一ヶ所	畠地	一町乃至二段一丈
下等——田地三町	屋敷	二ヶ所乃至一ヶ所	畠地	六段乃至一段

田數の等級は例外なく十町、五町、三町になつてゐるか、屋敷並びに畠地は多少の開きがある。故
に同じ五町の田地を貰つても、之に附屬する屋敷畠に就ては差等を生ずる。これは田地を中心として
配分し、これに準じて屋敷並びに畠を附加したものである事、前掲弘安九年十月十九日付の大友家文
書の示す所である。

何人か何れの地を賞して受けるかは極めて複雑な問題である。特に恩賞にあずかる者の多数に於ては猶更である。幕府より行賞を委任された大友、少貳は、此の時抽籤法を採つて興味ある決定をなしてゐる。即ち賞を受くべき人員を或は家柄或は戦功によつて豫め上、中、下に三分し、各々人員に應じて給分すべき土地を分割して後圖を引いて各自の配地を決定したものゝ推定される。配分狀の末文にある「就孔子配分如此」なる常套句の「孔子」は「圖」の當字を考へらるゝであらう。かゝる抽籤均分法によつて當事者は行賞に關する煩瑣な手續を省きその結果に對する不平爭論の防止を計つたのである。次で配分地に於ける所職並びに負擔費目の問題に移るべきであるが、これは配分地の性質に關する所が多いから次節に説明を譲り、たゞ此處では佛神事料の考察をなすに止めやう。

配分狀の末尾には「有_レ限佛神事不可_レ有_二懈怠_一」といふ句が例外なくある。文永弘安兩度の役に神社佛寺が異敵降伏を祈願祈禱した事は炳かな事實であり、又暴風のため敵船の顛覆は、神佛の力祈願によるを主張するによき根據を與へた。諸社寺は茲に競つて恩賞に與かる事を幕府に請奏して來たであらう。此に對して幕府は土地を寄進した事も當然であつた。

〔島津文書〕 豊前國上毛郡勤原村地頭職事、御寄進狀遣_レ之可_レ送_二進正八幡宮_一也。御願成就異國降伏之由、可_レ啓_二御寶前_一之旨可_レ令_二相觸_一當宮總官之狀。依_レ仰執達如_レ件

弘安七年二月廿八日

駿河守 在判（業宗）

相模守 在判（時宗）

太宰少貳殿

併し諸社寺の望を充すに潤澤な土地が得られる筈はなく、幕府は苦慮し正應度の配分地には、付帯負擔として佛神事料を課すべき事を明記したのである。右の佛神事料の内容は猶詳でないが、前掲宗像社家文書總目錄中に片鱗を見出す事が出来る。肥前國神崎庄五町分文書として三通を挙げ一通は既述の田地注文並に坪付の配分状であり續いて

一通。肥前國河上宮付造營用途事探題秀時證文 嘉曆二年九月五日

ミ舉げてゐる例よりすればこの河上宮造營用途等も正應二年の配分状の負擔文言によつて課徴せられてゐるものであらう。此の意味に於て社寺は間接に賞に與かる權を得、幕府は武家並びに社寺の二重の要求を容るべき活途を此處に見出してゐる。

五、配分地の性質

以上に舉げて來た恩賞地のみでも相當な數に達してゐるが、幕府は此等の土地を如何にして將士に宛て得たか、如何に檢地を行ひ陰田を見出したまで到底これだけの土地が得られやう筈はない。如何なる性質の土地が恩賞に宛てられたかは、殘されたそして又最も重要な問題がある。此を知るには配分以前の恩賞地の狀態由來を盡知する事が必要條件となつて來る。併し乍ら此の條件を満足せしむべき史料は遺憾乍ら管見に入る物頗る乏しく許された極少數の材料より推論するの外はない。

鎌倉時代守護地頭補任以來土地知行の實狀は頗る複雑である、特に庄園内に於ける錯雜せる知行形式は、問題を益々困難ならしめる。

蒙古合戦恩賞として最も多く眼に着くものは地頭の補任である。然し此の際の補任地は源平の役或は承久の亂の時の如く、没官領を以て宛つる事は出来ぬ。自然國衙庄園にして未だ地頭無き地に領家庄民の反對を押切つて新地頭補任を敢行せねばならなかつた。初め頼朝文治元年天下一般に庄公を論ぜず守護地頭を置いたが、院宮權門の反對起り、終に翌年七月地頭は平家没官領及び謀叛人の跡にのみ置く事として一般には是を停止した。鎌倉幕府は蒙古襲來の善後策として又再び地頭補任を強行しなければならなかつた。そして同じ地頭職と云つても實質的にはかなり差等のあるものであつた。例えば大友頼泰の得たる怡土庄志摩方三百町總地頭職の如きは土地實收の幾割かの得分あるに過ぎないが早良郡七隈郷田地三町の地頭の如きは一圓知行に近い得分があつたであらう。後者を總地頭職に對し小地頭職と稱したらしい。故に一の土地に總地頭職小地頭職の二重の地頭制も出來得たのである。總地頭職は名を重んずべく、小地頭職は此の時は明に官職に非ず實收入を得べき土地の支配であつた。それは七隈郷、比伊卿の地頭職が二人以上補せられてゐる事を以ても知られる。此處に於ては、新地頭の補任は土地の分割を意味する。七隈郷、比伊卿の如きは、郷名を稱へ一見公領のやうに見えるが、その實質は庄園である。當時多くの國衙領も庄園全盛の風潮に伴つて庄園化してゐたのである。右の兩郷の配當狀には、明に本所の年貢を怠悍あるまじき事を決めてゐる。然し此の年貢でも、三奈木

庄、神崎庄の配分額に對比して考ふる時はさして莫大な負擔額とも思はれぬ。七隈、比伊郷の本所が何人であり又何故に配分せられたかは不幸にして詳にする事が出来ぬが、三奈木庄及び神崎庄に於ては多少手掛りあれば以下之に關して少しく述べて見やう。

三奈木庄は筑前國下座郡にあり、今朝倉郡に三奈木村がある。東福寺文書によれば同庄はもと關白藤原道家の所領であり、彼が東福寺を創建するに際して寺に寄進した庄園である事を知る。

〔東福寺文書〕（古文書類纂上處分）後深草天皇建長二年關白藤原道家處分狀總處分條々事

一、寺院 東福寺（中畧）寺領（中畧）筑前國三奈木庄（中畧）

建長二年十一月 日

愚老 在御判

道家は關白として一時榮華目を驚かす許りであつて、道長と權勢を並び稱せらるゝ人である。しかし彼の晩年は不遇の境涯に立ち悲慘な末路を遂げてゐる。即ち道家は三浦氏の事件に座して北條氏より關東申次を免ぜられ、彼の一門即ち九條家の勢力は頓に凋落を示し、建長三年には更に九條僧堂信了行房の事により一族勅勘を蒙り、翌年に暴死して終つてゐる。北條氏は此の九條家の衰亡に乗じて氏寺ともいふべき東福寺の所領三奈木庄に地頭を介入せしめたものであらう。九條家と北條氏の反目は道家泰時の頃にも既に存してゐる。

即ち四條天皇崩じ給ひし時道家は順德天皇の皇子忠成親王を立てんとするや、北條泰時聽かずして土御門天皇の皇子邦仁親王（即ち後嵯峨天皇）を立てたのである。道家の後藤原氏宗家は分裂し、所

謂五攝家を生ずるのであるが、是は幕府にとつては朝廷を制御する上に都合のよい結果となつた。將軍頼嗣は北條氏の爲に廢せられ、後嵯峨天皇の皇子宗尊親王東下され、北條氏の宿望である宮將軍の擁立が達せられたのである。かくて北條氏は抵抗力の薄弱となつた院、宮、勢家の所領に向つても己が勢力を伸して行つた。三奈木庄地預所地頭補任がその例であり、次に述べる神崎庄の分割もその例である。

神崎庄は類聚國史仁明天皇承和三年十月廿八日癸亥の條に

「肥前國神崎郡空閑地六百九十町爲勅旨田。」とあるに起源を發し、中世庄號を稱へてゐるが、その範圍は神崎郡全部に亘つてゐたもの、如くである。未だその中世に於ける沿革を詳にしないが、東鑑によれば文治二年の頃皇室御領となつてゐたのである。

〔東鑑〕（國史大系卷四）文治二年二月廿二日

一、肥前國神崎御庄。可_レ停_ニ止武士濫行_ニ事。可_レ被_レ仰_ニ天野遠内遠景之許_ニ者

八代國治氏編「莊園目錄」によれば神崎庄に就いて後嵯峨院處分狀の名を擧げ「建久二年三月後鳥羽院ニ傳フ」と註記してゐる。果して然らば同御庄は建久以後は後鳥羽院領として續いたものと思はれる。

然るに建久より程なくして承久の兵亂起り後鳥羽上皇は隱岐に流され給ひ、遠島に身を終られた。

承久の亂に官方の多くの所領が沒收せられ戰功の將士に頒たれた事は明であるが、神崎御庄に就いては如何であらう。武家年代記によれば幕府は役後一日沒收した後鳥羽上皇の御領を悉く進獻してゐる

る。

〔武家年代記〕（國史大系卷五）

（後脱カ）

承久三年、以先院御領所々、悉被進高倉院、但武家要用之時者可返給之由、以義村朝臣被申入了、

則被許云々

右の但書によれば幕府は要用の時は返し給ふべき旨を申し入れ、處分權を保留してゐたのである。

神崎御庄も恐らく此のうちに含まれてゐたものと察せらるゝ。蒙古襲來によつてその要用の時が來た幕府は曩に保留した權を施行して神崎庄を蒙古合戰勳功賞として戰功將士に分配したのである。庄の面積から云つても神崎の庄の分給は戰功將士を害した最も大きな配分の一つであつたであらう。神崎庄を配給された者は、地頭、預所の如き名目が配分狀に書いて無いから一人宛りの配分差別は面積に於て少しとするもその土地に對しては庄園に於ける領家の如き地位に立つたものと思はれる。八代氏莊園目録には同庄は猶後宇多院と云つてゐるから名目は院領として存続したものであらう。併し正應二年の配分によつて、事實上當庄は幾多の個體に分裂し、單に本所として院を戴き統制の面目を保つたに過ぎなかつたのではなからうか。

上述する所により不充分乍ら幕府が恩賞地を得るに如何なる方策を採つたかはその一端が窺はれるであらう。

六、結 語

北條氏は守護として一族を鎮西に派し、軍功ある將士には恩賞地を同じく北部九州各地に配し、此の結果從來平氏の勢力下にあつた鎮西の地に平氏没落後之に代つて次第に勢力を伸して來た。蒙古恩賞配分地が九州に限られてゐる事は平氏没官領の多い事も一因をなしてゐると思はれる。幕府は庄園に對して敢て地頭を補任したがその地頭は既に職とする所なく庄園内の一小部分の領主となりこれが爲め庄園は分裂し、地頭は名目のみとなつて來た。勿論かゝる庄園或は地頭制の變質は既に前代より見らるゝ所であるが蒙古恩賞配分の結果は強く此の勢を助長したのである。

鎌倉幕府は兎も角も行賞にまつはる幾多の問題を強行主義を以て斷行し一旦は解決したのである。而も猶恩賞に關する遺漏不平は免れなかつた。永仁二年一初づ恩賞に對する訴訟を打切つたが猶愁訴する者が絶へた譯ではなかつた。

〔武雄社文書〕

肥前國御家人黒尾社大宮司藤原資門謹言上。欲早依合戰忠節任傍例。預勳功賞者。弘安四年異賊合戰事。(中畧)相漏平均恩賞之條。愁吟之至何事如之哉。且如傍例者。致越所之輩面々蒙其賞了。且資門自身被疵之條軍府注進分明也。爭可相漏平均軍賞哉。如承及者。防戰警固之輩皆以蒙軍賞了。何自身手負。資門不預忠賞。空送年月之條。尤可有御哀憐哉(下畧)

承仁四年八月 日

戦後最も打撃を受けたのは幕府であつた。行賞問題其の他鎮西防禦或は進んで外征計劃等多難な問題は終に幕府をして經濟的に死地に追ひつめねば止まなかつた。

吾々は此の窮地に立つて恩賞問題を處理する幕府の苦衷に一片の同情を寄する時、幾多の思はしからざる計策敢行も一面諒恕する所があらねばならぬ。否寧ろあれだけの手腕を振つた能力に對しては賞嘆の聲さへ放ち度くなる。勿論北條氏は此の策に立ち而して又その策に倒れたのであるが。